第百二条の五第三項第三号中「第一号ハ」を「第一号ニ」に、「第一号ニ」を「第一号ホ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「認定事業主」を「中小企業事業主」に、「第七条第一項」を「第七条」に、「同号ハ」を「同号ニ」に、「同号ニ」を「同号ホ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とする。

第百四条第一項中「、高年齢者職域拡大等助成金及び高年齢者雇用確保充実奨励金」を「及び高年齢者職域拡大等助成金」に改め、同条第二項第一号イ中「当該措置を講じた後六箇月を経過した場合に限る。」を削り、同号イ(2)中「この項」を「この条」に、「六十五歳」を「七十歳」に改め、同号イ(2)(ii)中「協定」の下に「(3)及び第四項において「協定」という。」を加え、同号イ(3)中「有する法人等」の下に「、(3)の措置（事業主との雇用関係を存続させたまま、他の事業主が雇い入れる場合を除く。）を講ずる法人等（ニ及び次号において「基準設定継続雇用制度導入法人等」という。）」を加え、同号イ(3)を同号イ(4)とし、同号イ(2)の次に次のように加える。

(3)　協定により、(2)(i)又は(ii)の制度の対象となる希望者に係る基準（六十五歳以上の者を対象とするものに限る。）を定めた場合における当該基準に基づく制度の導入

第百四条第二項第一号ロ中「イ(1)又は(2)」を「イ(1)から(3)まで」に改め、同号ハ中「イ(3)」を「イ(4)」に改め、同号ニ中「雇用されている六十歳以上の被保険者が三人以上」を「一年以上継続して雇用されている六十四歳以上の被保険者が一人以上、イ(4)の措置を講じた事業主については当該事業主が設立した法人等に雇用されている六十歳以上の被保険者が三人以上（基準設定継続雇用制度導入法人等を設立した事業主にあつては、当該基準設定継続雇用制度導入法人等に雇用されている六十歳以上の被保険者が三人以上かつ当該基準設定継続雇用制度導入法人等に雇用されている六十四歳以上の被保険者が一人以上）」に改め、同項第二号中「掲げる同号イ(1)から(3)まで」を「掲げる同号イ(1)から(4)まで」に改め、同項第二号の表を次のように改める。

前号に該当する事業主が講じた同号イ(1)から(4)までのいずれかの措置及び当該事業主に雇用される被保険者の数		金額
六十歳以上六十五歳未満の定年の定めをしている事業主（六十五歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を導入していた事業主を除く。）による六十五歳以上七十歳未満の定年の定めをする法人等の設立	十人未満	二十万円
	十人以上百人未満	四十万円
	百人以上	六十万円
六十歳以上六十五歳未満の定年の定めをしている事業主（六十五歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を導入していた事業主を除く。）による六十五歳以上七十歳未満の定年の引上げ又は六十五歳以上七十歳未満の定年の定めをする法人等の設立	十人未満	四十万円
	十人以上百人未満	六十万円
	百人以上	八十万円
六十歳以上七十歳未満の定年の定めをしていた事業主（七十歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を導入していた事業主を除く。）による七十歳以上までの定年の引上げ若しくは定年の定めの廃止、前号イ(2)の措置又は七十歳以上の定年の定めをする法人等、定年の定めのない法人等若しくは同号イ(2)(i)の制度を有する法人等の設立	十人未満	四十万円
	十人以上百人未満	八十万円
	百人以上	百二十万円

備考

一　六十五歳以上までの定年の引上げ、定年の定めの廃止又は前号イ(2)(i)若しくは(ii)の制度を導入する措置を講じた事業主に支給される額は、中小企業定年引上げ等奨励金の支給の申請を行つた日の前日において、当該事業主に一年以上継続して雇用されている六十四歳以上の被保険者が一人以上いない場合にあつては、当該措置を講じた場合に支給される額の二分の一の額とする。

二　六十五歳以上の定年の定めをする法人等、定年の定めのない法人等又は前号イ(2)(i)の制度を有する法人等を設立した事業主に支給される額は、中小企業定年引上げ等奨励金の支給の申請を行つた日の前日において、当該事業主に雇用されている六十四歳以上の者が一人以上いない場合にあつては、当該措置を講じた場合に支給される額の二分の一の額とする。

第百四条第四項第一号ハ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　労働協約又は就業規則その他これに準ずるものにより、七十歳以上までの定年の引上げ、定年の定めの廃止、第二項第一号イ(2)(i)若しくは(ii)の制度を導入する措置又は協定により、同号イ(2)(i)若しくは(ii)の制度の対象となる希望者に係る基準を定めた場合における当該基準に基づく制度（以下この号において「基準設定継続雇用制度」という。）の導入を行つた事業主であること。

(2)　労働協約又は就業規則その他これに準ずるものにより、六十五歳以上までの定年の引上げ、六十五歳未満の定年の定めの廃止、六十五歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度（事業主との雇用関係を存続させたまま、他の事業主が雇い入れる制度を除く。）又は関連事業主との契約に基づき、希望者を事業主との雇用関係を存続させたまま、引き続き六十五歳以上の年齢まで雇用される者として当該関連事業主が雇い入れ、その雇用されている期間に係る賃金について当該事業主が補助を行う制度（当該制度について、協定がある場合に限る。）を導入する措置を行つた事業主であること。

第百四条第四項第一号ハ(3)中「若しくは」を「又は」に改め、「（希望者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度に限る。）」を削り、「同(2)(ii)の制度」を「事業主との雇用関係を存続させたまま、他の事業主が雇い入れる場合」に改め、同条第五項を削る。

第百十条第二項第一号イ中「、第百十八条」を削り、同条第三項中「同項第二号」を「前項第二号」に改め、同条第五項中「同項第二号」を「第二項第二号」に改める。

第百十条の二第一号イ中「第百十二条第五項」を「第百十二条第六項」に改める。

第百十二条第四項第一号ニ中「ホ」の下に「及び次項」を加え、同条第五項第一号ロ中「イの事業所」を「イの設置又は整備に係る事業所（以下この号において「対象事業所」という。）」に、「雇入れ」を「労働者の雇入れ」に、「生かして」を「いかして」に改め、同号ハ中「イの設置又は整備に係る事業所」を「対象事業所」に改め、「いう。）を」の下に「公共職業安定所又は職業紹介事業者（地域再生中小企業創業助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定にかかわらず、基準期間が経過した後同項の雇入れに係る者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）は、そのとき以後、沖縄若年者雇用促進奨励金は支給しない。

第百十五条第一号中「両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金（第百三十九条第二項」を「両立支援助成金（第百三十九条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三号中「第百十九条第二十七項」を「第百十九条第二十二項」に改め、同条第十三号及び第十四号を削り、同条中第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第百十六条第一項中「第百十五条第一号」を「前条第一号」に、「及び事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を「、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金及び中小企業両立支援助成金」に改め、同条第二項第一号ハ(1)中「以下この号」を「(2)」に改め、同号ハ(2)中「三百人以下の」を「百人を超える」に改め、同号ハ(3)を削り、同号ヘ中「第百十七条第一号ロ(1)」を「第四項第一号ロ(1)」に、「第百十七条第一号ロの」を「同号ロの」に改め、同項第二号中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号イ(1)中「七十万円」を「四十万円」に改め、同号イ(2)中「五十万円」を「十五万円」に改め、同号ロ(1)中「五十万円」を「三十万円」に改め、同号ロ(2)中「四十万円」を「十万円」に改め、同号ハを削り、同条に次の一項を加える。